

令和3年(2021年)4月28日

3学年の生徒 各位

市立札幌清田高等学校長 黒宮 裕久

日本学生支援機構大学等奨学金予約について(お知らせ)

標記の件、下記の通り申請の受付を行いますので、希望される方は、下記の内容をお読みの上、申請書類の受取りおよび整備等をされますようお願いいたします。

記

1 奨学金の種類と貸与金額(日本学生支援機構「給付/貸与奨学金案内」より引用)

(1) 給付型奨学金(原則返還不要)の概要

① 給付金額(月額)

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円

※生活保護世帯の方、児童養護施設等から進学先へ通学する方は、表のカッコ内の金額となります。

※通信教育課程の学校、高等専門学校における月額は表と異なります。

※貸与型の第一種奨学金と併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が制限されます。

※給付奨学金を利用できる進学先は国等から対象となることの確認を受けた学校です。

② 給付方法・給付期間

給付方法	進学後、原則として毎月1回、本人名義の口座に振込み
進学後・継続 手続等	進学後、毎年度行う適格認定(奨学金継続手続き)においては、学業等の状況について要件が課され、これに満たない場合には支援が打切られることとなります。 また、機構はマイナンバーを利用して、毎年度、家計要件を確認し、10月に支援額の見直し等を行います。

(2) 貸与型奨学金（返還が必要）の概要

① 貸与金額

奨学金の種類	貸与金額					
	進学先	国・公立		私立		
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第一種奨学金	月額	大学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
			30,000 円	40,000 円	40,000 円	50,000 円
			30,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円
			20,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
	短期大学 専修（専門）	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円	
		30,000 円	40,000 円	40,000 円	50,000 円	
		30,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	
		20,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
第二種奨学金	月額	大学	20,000 円～120,000 円（10,000 円単位）			
入学時特別増額 貸与奨学金	一時金	短期大学 専修（専門）	100,000 円～500,000 円（100,000 円単位）			

【第二種奨学金の増額貸与】

第二種奨学金について 12 万円を選択した場合に限り、次の通り増額ができます。

私立大学の医学・歯学の課程 …… 4 万円増額（12 万円 + 4 万円 = 16 万円）

私立大学の薬学・獣医学の課程 …… 2 万円増額（12 万円 + 2 万円 = 14 万円）

※ 第一種奨学金は、給付奨学金を併せて利用する場合、月額が制限されます。

② 利息の有無・貸与の方法・貸与期間

奨学金の種類		貸与の方法	貸与期間
第一種奨学金	利息なし	奨学生本人名義の口座に、原則として毎月 1 回振込みます。	2022 年 4 月分から卒業する（標準修業年限の終期）まで
第二種奨学金	利息付き	奨学生本人名義の口座に、原則として毎月 1 回振込みます。	2022 年 4 月分から卒業する（標準修業年限の終期）まで
入学時特別増額 貸与奨学金	利息付き	上記の奨学金の初回振込時に 1 回だけ振込みます。	（1 回の振込みで終了）

※ 第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けること（併用貸与）ができます。

※ 入学時特別増額貸与奨学金は、毎月の奨学金と併せて貸与を受けることができますが、単独で利用することはできません。

※ 進学前に奨学金が振込まれることはありません。

2 申込資格

(1) 給付型奨学金

① 家計の経済条件に係る要件

【所得要件】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生。

以下の支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）のいずれかに該当すること。

支援区分	年収の目安（4人世帯の場合）
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	約 270 万円以下
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約 300 万円以下
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約 380 万円以下

※ 上記の年収はあくまで目安となります。

【資産要件】本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること。（生計維持者が1人の場合 1,250 万円、2人の場合 2,000 万円）

② 学業等に係る要件

申込時までの評定平均値が 3.5 以上であること。又は、将来社会で自立・活躍する目標を持ち、進路に関する学修意欲等が有すること。（レポートを提出していただきます）

(2) 貸与型奨学金

ア 令和 4 年度に大学等へ進学する希望を持っていて、令和 4 年 3 月に高校を卒業予定のもの

イ 以下の学力基準を満たすもの

奨学金の種類	学力基準
第一種奨学金	次の 1・2 の <u>いずれか</u> に該当する人 1. 高等学校等での 1 年次から申込時までの全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であること。 2. 次の①～③の <u>いずれか</u> に該当し、かつ、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがあること。 ① 生計維持者の令和 3 年度の住民税が非課税である ② 生計維持者が生活保護を受給している ③ 「社会的養護を必要とする人（18 歳になった時点、18 歳未満の場合は奨学金申請時点で、児童養護施設等に入所・養育されている人）」である
第二種奨学金	次の 1～3 の <u>いずれか</u> に該当する人 1. 高等学校等での申込時までの全履修科目の学習成績が、当該学校におけるその人の属する学年の平均水準以上であること。

3 申込みの流れ

- (1) 担任の先生から申込書類を受け取ります。

配布締切：5月10日(月)

- (2) 申請書類を整備のうえ、各々インターネットにて入力・申請をお願いいたします。

入力期限：5月17日(月)

- (3) 入力が終わりましたら、「申込みのてびき」をよくご確認のうえ、学校提出書類を事務室まで提出してください。

提出期限：5月19日(水)

- (4) 「マイナンバー提出書」に必要書類を添付して、提出用封筒にて日本学生支援機構へ簡易書留で直接ご提出してください。

提出期限：インターネット入力後1週間以内

4 決定から採用まで

- (1) 決定通知 令和3年12月頃(必ずしも採用されるわけではありません。)
(2) 正式採用 進学後、進学先学校の指示に従い進学届を提出し、正式採用となります。

5 返還

貸与型奨学金については、貸与終了後に返還義務が生じます。
そのため、返還義務のあることを十分自覚した上で申し込むようお願いいたします。

6 注意事項

- (1) 期限は必ず守ってください。守られない場合は他の生徒の迷惑になりますので申請できません。やむを得ない事情で遅れる場合は、必ず事務室までご連絡ください。
(2) 予約採用の申込は今回のみになります。今回申請をしない、又は不採用になった場合で、改めて奨学金を希望される方は進学先の学校を通じて行われる予定の在学採用まで申請ができませんので、ご注意ください。

【 清田高校事務室 担当：田巻 電話 011-882-1811 】